

件名	新県庁舎の禁煙措置について
受付日	令和元年8月5日
ご意見・ご提案の概要	新県庁舎の禁煙措置について、法律や他県の対応を考慮すると、敷地内全面禁煙とすることが望ましい。
県の考え方	新庁舎における受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法により、「特定屋外喫煙場所」を除き、敷地内禁煙となります。 この「特定屋外喫煙場所」を設置するか否かにつきましては、今後検討してまいります。
担当課	総務部 県庁舎建設課